

論点



向殿 政男氏

明治大学理工学部教授。専門は安全学、情報科学。私立大学情報教育協会会長。69歳。

T104・8243 読売新聞東京本社編集委員室 kaisetsu@yomiuri.com

東京電力福島第一原子力発電所事故に関して、政府の事故調査・検証委員会が活動を開始した。同委員会が、規制及び原子力利用推進当局から独立した機関として設置されたことは、意義が深い。なぜなら、大震災の前後に消費者庁では、「事故調査機関の在り方に関する検討会」が開催されており、このたび取りまとめられた報告書の中で、規制行政の影響を排除する方向での事故調査機関の独立性が強く主張されているからである。

消費者庁がこの検討会を始めた理由は、エレベーター事故やこんにゃくゼリー窒息事故のような消費者事故に対する事故調査機関が当時なかったこと、被害者や遺族

消費者事故調査

独立・常設の機関設置を

に対して納得できる事故原因の説明がなかったこと等への長い間の強い要望に応えるためであった。

実は、2005年6月、日本学術会議の安全工学専門委員会から、筆者も参加して事故調査機関

のあり方に関する提言が既になされておられ、そこでは、独立性を持った常設機関の設置が強く主張されていた。さらに、この提言では、強い調査権限を持つこと、再発防止が目的であり責任追及とは明確に分けること、過失については短期的に責任を問わないこと、システム性事故については組織的、複

査評価会議の二つの機関の設置を提案。今年7月に閣議決定された改定消費者基本計画に、その線に沿った調査体制を整備する方針が盛り込まれた。

これまでの事故調査は、規制行政の業務の一環として行われていた場合がほとんどであり、調査権限の面でも、規制当局からの独立

究明をして再発防止を提案すべきこと、情報の公開が大前提であることなどの共通の理念がある。さらに、事故原因の究明の手法や考え方にも多くの共通性がある。

従って、各省庁から独立した常設の事故調査機関として一元化し、その下に部会として多くの分野の事故調査部門が存在するという姿にしていくのが最も望ましい。

そのためには、例えば安全基本法を定め、法的根拠を与えて整備を進める必要がある。信頼される確固たる事故調査機関の存在は、我が国の安全の確立と国民の安心につながるはずである。

今回の福島原発の事故調査・検証委員会および新設される調査機関が経験を積んで信頼性を高め、将来的には他の多くの事故調査部門と共に一つの機関に統合される方向に進むことを望みたい。

検討会の最終報告書では、求められる機能として専門分野の事故調査機能、これまで調査されていなかったすまみ事故の事故調査機能、事故調査機関の評価・チェック機能の三つに分類した。そして早急に整備すべき機関として、消費者事故等調査機関と、それを評価・チェックする消費者事故等調

性の面でも多くの課題を抱えてきた。それだけに、消費者の視点を重視する事故調査体制の改善の方向性が示された意義は大きい。

事故調査の結果は、未来の社会のための共有財産である。事故調査には、責任追及とは独立して行うべきこと、技術、組織や制度、人間特性を考慮した包括的な原因

今回の福島原発の事故調査・検証委員会および新設される調査機関が経験を積んで信頼性を高め、将来的には他の多くの事故調査部門と共に一つの機関に統合される方向に進むことを望みたい。